

三次市立川西小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市塩町学区小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、三次市塩町学区小中学校の共通認識、共通実践を図るためのものである。

三次市立川西小学校においては、小中の義務教育9年間、一貫した生徒指導を行うため、塩町中学校と連携するとともに、本校の教育目標である「夢を持ち、心豊かに、たくましく生きる子どもの育成」を実現させるために、生徒指導規程を定める。

本校は、この規程を児童ならびに家庭・地域に対して広く周知させ、「**か**かわり合い **え**え合う子 **わ**わかるまで考える子 **に**っこりあいさつする子 **じ**っかり遊ぶ子」の育成に向けて、各関係機関と連携し、学校・家庭・地域を挙げて取り組むものとする。

(目的)

第1条 この規程は、三次市塩町学区小中学校の各学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、自転車通学違反については、特別な指導をする。

(1)小学生の登下校【**別紙参照**】
通学班での登下校を原則とする。集合時刻、

歩道でのマナーを守り通学路を通る。

(2)中学生の登下校

徒歩通学は、歩道でのマナーを守り通学路を通る。

自転車通学は、学校の自転車通学ルールに従い安全に留意して通学路を通る。安全確保の面から、ヘルメットは、記名の上、着用することとし、交通安全教室を行う。ヘルメット未着用、2人乗り、改造自転車、自転車通学許可違反については、特別な指導をする。

スクールバス、JR等公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないようにする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1)登校時刻は、各小中学校の定めた時刻までに所定の場所に着席する。

(2)欠席の場合、必要に応じて8時までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

(3)遅刻の場合、8時までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業場所に行く。

(4)早退の場合、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。

(5)外出の場合、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとする。

改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

(1)髪型

男子児童生徒

ア 短髪を基本とし、襟や目にかからない髪
の長さとする。

女子児童生徒

ア 肩や目にかからない髪
の長さとする。

イ 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴム
で束ねる。リボン等は使用しない。

(2)染色、脱色、着毛、整髪料、パーマ、アイ
ロン、そりこみ、不自然な髪型等は禁止する。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧、装飾、装身具、不要物について
は、次のことを指導する。

(1)口紅(色付きリップクリームを含む)マス
カラ等の化粧類

(2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾

(3)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、
サングラス、カラーコンタクト等の装身具

(4)眉毛のそり落とし、眉毛の加工

(5)携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、
ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品、刃物な
どの危険物等、学校での学習活動に必要な
でないものは、持参しない。

違反があった場合は、学校預かりを行い特
別な指導を行う。

(服 装)

第6条 制服等、身なりについては、次のこと
を指導する。校内外の学習活動及び登下校時
(休業日を含む)は、学校が定める制服(服装)
を正しく着用する。自由服の小学校は、各学校
の服装の規程に準ずる。

(1)制服【別紙参照】

冬服 各学校の服装の規程に準ずる。

夏服 各学校の服装の規程に準ずる。

服装の移行 各学校の服装の規程に準ず
る。

(2)シャツ

学校指定のシャツまたは、ポロシャツを着用
し、シャツ出しはしない。

各学校の指定シャツの下には、衛生面を考
えて必ず下着を着用する。色については、
白、肌色に近いベージュとし色柄もの肌着
は禁止とする。

(3)ズボン・スカート・ベルト

男子児童生徒のズボン

ア 小学生の場合は原則ベルト無し(ただし、
ズボンがゆるい場合は、ベルトをしても
よい)中学生の場合、ベルト(黒・紺・
グレー・茶とし飾りがついたものやエナ
メルのもの極端に細いものは禁止)を必
ず着用する。腰パン(ズボンをずらした
着こなし)や裾擦り(床に裾がつき破れ
る)変形等は禁止とする。

女子児童生徒のスカート

ア 小学校の場合、吊りひもスカート、中学
校の場合は、指定のスカートを着用する。
スカート丈は、起立した状態で膝丈の長
さとする。

(4)靴下

各学校の規程に準じる。

(5)通学靴

各学校の規程に準じる。かかとを踏まない。
雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6)上履き・体育館シューズ

各学校の指定のものを使用する。かかとを
ふまない。

(7)名札

各学校の規程に準ずる。

(8)セーター・ベスト

各学校の規程に準ずる。華美でなく、制服
の裾からからはみ出さない、また袖は手首
より短いものを使用する。

中学校の場合は紺色で、上着の袖や裾から
出ないVネックでかぶるタイプとする。

(9)ウインドブレーカー等、防寒着

各学校の規程に準ずる。華美でないもの。
中学校の場合、登下時のみ制服の上に防寒
服の着用を認める。

違反があった場合は、特別な指導を行う。

2 生徒指導に関すること

(1) 授業や部活動【別紙参照】

自分の持ち物には、必ず記名する。
時間（チャイムの合図）を守る。
授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切に
する。
学習については、各学校でのガイダンスの
内容を守る。

(2) 休憩時間

学校の外や立ち入り禁止場所には行かない。
校内放送は、静かに聞く。
特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
廊下等、校内を走らない。
学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物
を大切にする。
整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、
掃除道具入れ、掲示物等）

(3) 保健室利用

体調がすぐれない場合、保健室を利用する
ことができる。利用時間は、1時間程度と
して、体調の回復が見込めない時は、学校
から保護者に連絡をする。
度重なる保健室の利用の場合、保護者に連
絡し、医療機関への受診をすすめる。
虐待の疑われる場合は、学校より関係機関
に通告し連携して支援する。
虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的
虐待または疑われる場合。
保護者としての監護を著しく怠る等、疑わ
れる場合。

(4) 給食

衛生面に注意して給食当番等をする。

(5) 掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の一
つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6) 教育相談

学校は、児童生徒、保護者から教育相談の
希望があった場合、スクールカウンセラー
やこども応援センター等と連携する。

(7) その他

休日に忘れ物をして学校に行く場合は制
服で登校する。（中学生のみ）

卒業生や部外者の学校内への無断立入り
は禁止する。用事のある場合は、職員室へ
連絡する。学校の敷地内に入り、指導した
にも関わらず、校外に移動しない場合、関
係機関と連携する。

学校内の施設設備、備品等を破損した場合
や発見した時は、職員室に届け出る。場合
によっては、関係機関と連携する。

ケガや体調不良で、保護者に送迎をしても
らう場合は、児童生徒の登校の邪魔になる
場所や地域住民の迷惑になる場所で乗降
車しない。

上記、記載以外の内容については、各学校
の規程に準ずる。

第3章 校外での生活に関すること

（校外の生活）

この章については、保護責任の観点から保
護責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連
携をとり指導する。指導を繰り返す児童生徒
の場合は、特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については次のことを指
導する。【別紙参照】

(1) 児童だけの校区外への外出

(2) 生徒だけの市外への外出

(3) 児童生徒だけの娯楽施設への入店(カラ
オケボックス、ゲームセンター、インター
ネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、
ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲー
ムコーナー)

(4) 児童生徒だけの外泊や夜間徘徊禁止

保護者は、夜間（午後10時から翌日午
前4時までの時間）児童生徒を外出させ
ないようにする。

保護者は、広島県青少年健全育成条例によ
り、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の
場合であっても、夜間の利用はしないよう
にする。

(5) 情報通信機器

学校への携帯電話の持込を禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

(6) 酒・たばこ類等の購入

保護者は、酒、たばこ類を児童生徒に購入させないようにする。

(7) 危険箇所への立入り

保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に児童生徒を立入らせないようにする。

(8) 交通違反

道路交通法に違反させないようにする。児童が自転車で外出するときは、必ずヘルメットを着用すること。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童生徒が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童生徒には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- 窃盗，万引き，占有物離脱横領
- 喫煙，飲酒
- 暴力，威圧，強要行為
- 公共建造物，備品等器物損壊
- 交通違反
- 性に関するもの
- 薬物等乱用
- 刃物等所持
- その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

暴力行為（対教師・生徒間・対人・器物損壊）

相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）

いじめ

定義「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」

登校後の無断外出，無断早退

指導に従わない（指導無視，暴言，授業エスケープ，授業中の無断立ち歩き，授業妨害行為等）

携帯電話の持込み

学習等に必要のない不要物持込み

不正行為（テスト等のカンニング等）

家出及び深夜徘徊

金品強要

無免許運転及び同乗

無断アルバイト

暴走族等，関係団体への加入及び参加

不健全娯楽や不純異性交遊

情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み

その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導等)

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性、反省状況等も配慮し指導を行う。

(1) 説諭による指導

口頭による説諭指導

(2) 学校反省指導

< 指導例 >

別室による反省指導

(1 ~ 2 時間 半日 1 日 3 日 5 日)

授業観察による反省指導

(1 日 3 日 5 日)

奉仕作業による反省指導

(1日 3日 5日)

教育相談と反省指導を複合した指導

(スクールカウンセラー・こども応援センター等)

保護者来校による授業観察指導

(半日 1日 3日 5日)

学校と保護者による協議

(反省指導の実施)

第10条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

(1) 反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活で行う「授業反省指導」の2段階がある。

反省指導期間中にあるテスト等は別室で受験する。

反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(反省指導の期間)

第11条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から5日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、児童生徒が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

(2) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認等を行う。

(3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童生徒・保護者・教職員で確認する。

(4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童生徒で、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、短期間で行う。また、児童生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 児童生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席するPTA総会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開等、周知の徹底を図る。

付則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。